

福岡県電力の調達に係る環境配慮評価基準

	評価項目	要件
必須項目	電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示状況	開示している ※1

配点表

	評価項目	数値等	評価点
基本項目	1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）（kg-CO ₂ /kWh） ※2	0.375 未満	70
		0.375 以上0.400 未満	65
		0.400 以上0.425 未満	60
		0.425 以上0.450 未満	55
		0.450 以上0.475 未満	50
		0.475 以上0.500 未満	45
		0.500 以上0.520 未満	40
		0.520 以上	0
	未利用エネルギーの活用状況 ※3	0.675 %以上	10
		0 %超0.675 %未満	5
		活用していない	0
	再生可能エネルギーの導入状況 ※4	15.00 %以上	20
		8.00 %以上15.00 %未満	15
		3.00 %以上8.00 %未満	10
0 %超3.00 %未満		5	
活用していない		0	
加点項目	需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なディマンド・レスポンスの取組又は地域における持続的な再生可能エネルギーの創出・利用に向けた取組 ※5	あり	5
		なし	0

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなすこととする。

※2 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）とは、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣によって小売電気事業者ごとに個別に公表されたもの又は温対法に基づき小売電気事業者が算定した最新のものをいう。

※3 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に

係る活用分を含む。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。

①工場等の廃熱又は排圧

②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）第2条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）

③高炉ガス又は副生ガス

未利用エネルギーの活用状況とは、下記算定方式に示す方法により算出した数値をいう。

（算定方式）

$$\text{未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{把握できる最新年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）}}{\text{把握できる最新年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$$

※把握できる最新年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※把握できる最新年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

なお、未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電電力量を算出する。

①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

※4 再生可能エネルギーとは、再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。

再生可能エネルギーの導入状況とは、以下の項目を算定方式に示す方法により算出した数値をいう（単位はすべてkWh）。

①把握できる最新年度の自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT 非化石証書の量（送電端(kWh)）

②グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh）

③J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）

④非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）

⑤非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別でき

るトラッキング付非FIT非化石証書の量 (kWh)

(算定方式)

$$\text{再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{把握できる最新年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端) (①+②+③+④+⑤)}}{\text{把握できる最新年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$$

※把握できる最新年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)は、把握できる最新年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

※5 需要家の省エネルギーの促進、電力圧迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。

具体的な評価内容として、

- ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること
- ・需給逼迫時等において供給側からの要求に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること
- ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること
- ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること

などが考えられる。

なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。